

観光交流推進特別委員会会議録

1. 日 時 平成22年6月22日(火曜日)
午前9時28分～午前10時58分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 下井克己 委員長 萬代泰生 副委員長
徳並伍朗 委員 村上健二 委員
佐々木隆義 委員 山本昌二 委員
河本芳久 委員 岩本明央 委員
山中佳子 委員 高木法生 委員
岡山 隆 委員 馬屋原真一 委員
秋山哲朗 議長 布施文子 副議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之 局長 岩崎敏行 主査
岡崎基代 係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁美 副市長 田辺 剛 総合政策部長
奥田源良 総合政策部企画政策課長 山本 勉 総合観光部長
西田良平 総合観光部観光振興課長 竹田龍也 総合観光部観光振興係長
金子 彰 教委事務局長 高橋文雄 教委文化財保護課長

午前9時28分開会

委員長（下井克己君） それでは皆さんおはようございます。まず、観光交流推進特別委員会第1回目を本日より始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。この14名で今から進めてまいります。設置の時に申しましたようにジオパークの取り組みについてということに関しては、まずこれについて向かっていきたいと思っております。それと審査事項の今日の観光交流推進の取り組みについてということで（発言する者あり）すみません。12名で議長・副議長はオブザーバーと言うことです。申し訳ございません。訂正いたします。ジオパークについては取り組んで行くということ私申しましたので、これについては議論進めてまいりたいと思っております。まず最初にですね本日の式次にあります観光交流推進の取り組みについてということにやっております。ジオパークのほか、どういう取り組みについて推進して行くべきかということをご皆さんにお伺いしたいと思っております。今もしご意見お持ちの方ございましたらお願いしたいと思っておりますが、これにつきましては申し訳ございません。第2回の時にいたしますので、皆さん考えてきて下さい。よろしく願いいたします。それではきょうはジオパークについて、ジオパークとは、これからまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。このジオパークにつきましては、糸魚川のほうがもうすでに世界登録されております。観光振興部のほうが、先月、糸魚川のほうへ研修に行っておられますので、ちょっと説明等をしていただければと思っておりますが、よろしいですか。西田課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） それでは、ジオパークとはということから説明のほうやらさせていただきますが、最初に資料のほう既にお配りしております。資料全部で資料1から資料4まで配付しておりますが、確認のほうお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは資料に基づいて説明のほうしたいと思います。まず、資料2のほうお願いしたいと思います。それでは説明のほうさせていただきます。去る5月28日、私と観光振興課の竹田係長、2名で新潟県糸魚川市のほうに視察に行っていました。その時の推進室のほうとのいろいろお話しもさせていただきまして、その状況を踏まえながらご説明のほうさせていただきます。それでは資料2からまいりたいと思っております。1ページ目左上ですけどもジオパークとはということが書いてありますが、こちらのほうユネスコが推進した最も新しい構想ということで、既に世界遺産というのは、1972年から登録が始まっておりまして、そこに書いてありますように890件が世界遺産に登録をされているところであります。これに対しまして、世界ジオパーク、こちらは2004

年、非常に新しいものでありまして、また21ヶ国66ヶ所しか認定を受けておりません。これにつきまして位置的なものは、その下にあります世界地図があるんですけども、これの赤い丸のところになりまして、主にヨーロッパ地方、それから中国等の東アジア、それから日本にも三つ丸がついてありますが、こちらについては後程ご説明のほうさせていただきます。右上に移りまして、まさにジオパークとはということなんですけども、こちらのほうは世界遺産との比較表として書いてありますが、世界ジオパーク、対象としましては、優れた大地の遺産(モノ)、つまり地質的なものがまず素材に絶対的に必要だと言うことがあります。それから2行目に赤字で書いてあります、優れた活動ということで(ヒト)と書いてあります。こちらのほうは人による活動と言うところが、非常に重要視をされております。それから目的としましては、保護だけではなく保護と活用ということで、この活用が下の括弧書き、赤字に書いてありますように地域振興を目的とした活用をするということがございます。それから3行目、審査になりますと、これは世界遺産の場合には1回のみ審査となりますが、世界ジオパークの場合は4年に一度の再審査があると言うことで、一度認定を受けてそれだけではなく4年後に更に再審査を受けなければならない。これにつきましては活動等の継続性が問われてるということであろうかと思えます。それからユネスコとの関係と言うことで、これはあくまでユネスコは支援をする。学術的な面であったりとか、そういうところの支援を行うというスタンスをとっております。それから開発については、可能であるということがあります。こういったようなことから右下に移りますが、赤い字で書いてあります。赤い字の2段目のところです。公的機関・地域社会・民間団体・研究教育機関が参加した運営組織があること。これが先程申しましたように、非常に審査段階では重要な項目というふうに位置づけられております。続いて、次の2ページ裏面をご覧ください。裏面で左上になります。こちらのほう世界ジオパークの3要素といたしましては、保護後世に伝えること、地域での教育活動が必要である。それからまさにこの観光という面であれば旅行ということで、お客様への対応、こういうふうな形で観光に非常に近いところの活動を要するものというふうにされております。それから左下をご覧ください。ジオパーク認定のしくみということで、右上のほうは相互間の関係が点線とかで書いてありますが、認定のしくみについては左下で説明のほうさせていただきます。色のついた一番下、緑色で囲まれている部分、ジオパークを目指す地域・団体、こちらのほう自称ジオパークの集まりと書いてありますが、いわゆるジオパークネットワークとしましては、オブザーバーもしくは準会員

ということになります。そして真ん中の青で囲まれた部分ですけども、こちら日本ジオパークネットワーク、日本基準のジオパークの集まりであるということで、こちらのほうは会員、既に認定を受けた集まりということですが、ここでちょっと若干複雑になるのが、こちらのほう準会員も若干入ってるということになります。こちらのほうについては、会費等も払ってその素質があると見込まれたところにつきましても、日本ジオパークネットワークの一団体であるというふうにみなされております。それから一番上が最終的なところとして世界ジオパークネットワーク。こちらのほうは世界ジオパークの基準を満たしたジオパークの集まりである。ということになります。これを先程審査すると申しましたが、審査をする機関として、左に縦書きで書いてありますピンクで囲まれた部分なんですけども、日本ジオパーク委員会というものがございまして、こちらのほうの組織が左にちょっと小さい字で書いてありますが、日本地質学会、日本地理学会等、そういう専門分野の学会とオブザーバーとして国の機関であります文科省、環境省、それから国交省等がオブザーバーとして委員会に属しております。ここの事務局としましては、つくば市にあります産業技術総合研究所地質調査情報センターというところがございます、こちらのほうが日本ジオパーク委員会の事務局のほうを行ってるということになります。これらこの委員会が日本ジオパークの認定のための審査。あるいは日本ジオパークから世界ジオパークに移行する場合の推薦。これは世界ジオパークはあくまで世界ジオパークのほうの審査が入りますので、こちらのほうは日本ジオパークから世界ジオパークへの推薦をする部分ということで、委員会のほうが、その推薦ジオパークを選定するということになります。右下のほうご覧下さい。世界ジオパークの評価基準ということで合計で七つ大きな項目が書いてございまして、これらの中にそれぞれ審査項目がございまして、全部で約40項目、40項目の審査基準があります。それと合わせて現地での審査があります。これらの項目を全部満たして世界ジオパークへ認定されるというふうな形になります。それでは1ページ飛ばしまして、次の裏面の4ページをご覧下さい。4ページの右上、その後のあゆみというところなんですけども、こちらのほうの4段目のところに青い字がありますが、それではそういうふうな審査を受けて今現在、日本ジオパーク、あるいは世界ジオパークの認定がどの程度の地区があるかということですが、4行目の青い字2008年12月8日、日本ジオパーク決定(7地域)というふうに書いてあります。それから一つ飛ばしまして、赤い字で2009年8月22日、世界ジオパーク誕生(3地域)とあります。こちらのほうにつきましては、右下に日本地図がありまして、

非常に小さくて見にくいところもありますが、この3地域、一番活字的にちょっと大きい字と赤い星印で示したところで、北海道洞爺湖有珠山、それから視察に行きました新潟県の糸魚川、それから九州にあります島原半島というこの地区が世界認定を日本で始めて受けたところになります。申し訳ありませんが資料の1をお願いいたします。資料の1の糸井川ジオパークの取り組みについてというものなのですが、その3ページをお開き下さい。こちら3ページのほうが、この日本地図に載ってる部分を表にしたものでございます。上から会員となっておりますが、こちらのほう日本ジオパークの認定を受けたところということになりまして、最初の7地域というのが上から7行までということになります。それからあとから日本ジオパークに認定を受けた部分というのが下から4行目ですね、恐竜渓谷ふくい勝山というところから以下4ヶ所です。こちらのほうが、そのうち日本ジオパーク認定を受けたということですので。それからGGN認定というところが世界ジオパークの認定を受けたということで、先程申しました3ヶ所が認定を受けたと、合計11ヶ所が今現在日本ジオパークの認定を受けたところになります。それからその下の準会員というところ、こちらのほうが日本ジオパークネットワークに加盟して、まだ登録を受けてないところということになります。それから一番下オブザーバー参加というところなんですけども、こちらのほうはネットワークには属していません。これは申請及び会費をまだ払ってありませんが、今後目指したいというところとして、オブザーバー参加という形で11ヶ所が上がっております。ちなみに今、私ども美祢市のほうは当然オブザーバー参加等まだ申請等も出してありませんが、申請にいった段階でメーリングリストに計上して頂くようお願いをしておりますので、そういったことで各日本ジオパークの情報等もぼちぼち入りつつある状況でございます。それでは資料の2に戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。5ページの左上、糸魚川ジオパークのしくみというところですが、こちらのほう糸魚川市の地図がございまして、こちらの赤い丸はジオポイントと呼ばれるところです。それぞれそういう地質的な部分等に特化した部分としてポイントとしてあげております。これをある地域で囲んだ部分、ここでいいますと薄い緑で囲まれている部分がジオサイトと呼ばれてるところであります。このジオサイト等を総合的に囲んだ部分、これをジオパークと呼びます。糸魚川市さんの場合には行政界、これをジオパークの境界とされておりますので、市全域がジオパークであるという考え方をされております。ジオパークには当然地質的な特徴が必要だということで、その絵の真ん中あたりに縦に黄色線がありまして、こちらのほうが糸魚川静岡構造線というも

のでございます。右川の航空写真をご覧頂いたら地形的には今、糸静線ということで書いてありますが、こちらの糸魚川市さんの大きな特徴としましては、航空写真でいいます左側が東北日本、こちらのほうがフオッサマグナと呼ばれるところで、こちらのほうは地核変動等によって地形が変わっていく間に大きな溝ができた、フオッサマグナというのは大きな溝という意味のようですが、こちらのほうのところに土砂が滞留していったということでこちらのほうが約地質的には1700万年前の地層であるということで、それに対しまして西南日本、航空写真でいいますと右側になりますが、こちらのほうは2億6千万年前の地層であるということで、非常に年代の違う地層がここで一体的に接合してるということが非常に特徴的であるというところが、まずジオパークを目指そうという糸魚川市さんのきっかけになったということでございます。こういったようなことを踏まえながら、地質的な素材はここにある。そして、あとは人の活動というところが問われるわけですので、左下に書いてありますように、特徴として地質の多様性、それから動植物の多様性、それから一番下が一番重要になってくるわけですが、地質遺産と人間とのかかわりというところを特徴というとらえ方をしまして、こちらのほうはヒスイが、ご存知のようにヒスイが取れるところでございます、昔からヒスイ文化があるということ、それからフオッサマグナでの断層と塩の道ということなんですけども、これもご存知のように戦国時代ですか、上杉謙信が武田信玄に、敵に塩を送るという、そういうふうなルートになったという歴史的なところも踏まえて、人間とのかかわりという見なし方をされてるということでございます。それではページのほう飛びまして、8ページをご覧下さい。8ページの右上、また世界ジオパークとはということになりますが、これらを踏まえて地質遺産が良い、動植物・文化遺産がある。そして保護・活用するということで、ジオツーリズムという言葉で地質見学旅行というふうに書いてあります。こういったようなものを取り入れた観光を展開していこうということでジオツーリズム、これが地域振興の一端を担うという考え方をされております。これによりまして、新たな旅行を考えていこうという一般的に言います団体型とか通過型と言うことではなくて、地元で根ざしたものであったりとか、そういうところを回るような旅行を新たに展開しようというふうに考えられました。これであと9ページをご覧下さい。9ページの左上の部分ですけどもピラミット型の絵があると思います。こういったような状況から一番土台になります地球・大地、この素材あるいは生態系という素材、こういったようなところは素材としては十分なものを持ってる。一番上の人、ここに重要な部分があり、先程、ジオ

ツーリズムと申し上げましたが、こういうような人と土地とのかかわり、こういうところにストーリーを作り、それに対して組織を作り、そして人が動き地域振興に役立てるといような形、最近よく言われます着地型観光、こういうものを目指そうということでございます。参考までに資料飛んで申し訳ありませんが、資料の3、カラーでございます資料の3をご覧ください。資料3の1ページを開いて頂まして、まず最初に先程の糸魚川の大きな地図がありますが、これを一つめくって頂まして、例としまして、モデル構想何個か考えられておられます。永遠なる輝きヒスイ誕生の渓谷を往くというふうなことで題しまして写真にありますような観光ルートを設定されてる。次のページ、糸魚川・静岡構造線と生命の道・塩の道ということで位置づけられて以下のような観光ルートを設定されてる。というふうな具合に、次のページのヒスイロードと紺碧の日本海サイト等こういったようなものも考えられております。あとルートの次のページになりますが、いろいろ井物と言いますか、こういうものがありますが、各ジオサイトにおきまして、それぞれの飲食店さん等がお話し合いをされて、絡みとしてはどういう位置づけかというのは、なかなか難しいところがあるけれども、せっかくジオサイト、ジオパークになったということで、それぞれ今までなかったようなものも考えてみようというようなことで、これらに2ページにまたがりますが、こういったような井物と言いますか、こういうものも考えられたりとかですね、次のページに顔写真も載っております、商品をそれぞれ持たれております地域の人達が、ジオパーク等に絡めながらいろんな商品開発をするとか、そういったようなことで活動をされてるといような現状がでございます。資料飛んで申し訳ございません。もう一回資料の2に戻って頂まして、資料2の10ページをお開き下さい。資料2の10ページの左上と左下についてなんです、ジオパークの認定以前はいろんな組織があっっているような活動を行っていた部分はありますけども、方向性としてかなりばらつきがあった。これがジオパークというくくりが一定の方向を示すようになって、よりそれが相乗効果を生みだしているということで先程、写真等にもありましたような形で、地域の皆さんが一定方向向いてきたといところ。それから住民意識として右下にありますような写真がありますが、ジオパークの検定ということで、ガイド養成であったりとか、こういうところもジオパークとしての推進の一環としてされてるといことでございます。以下そのような写真とかこんな商品がありますよというのが載っておりますが、資料2の最後15ページをお開き下さい。15ページの右下の部分ですが、ジオパーク成功のためのキーワードと書くことで書いてございますが、ボトム

アップ、赤い字で地元の知恵をとということで、あくまで地元意識の高揚と言いますか、こういうところからジオパークを推進して行くということが一つあります。それから、次にソフト、人こそかなめ、これが活動が重要であるということが言われてるというふうに思います。サステイナブル、こちらのほうがブームに終わらせないということで、一時の盛り上がりではなくて継続性が必要になってくるということで、一番冒頭に申し上げました4年に一度の審査もあると言うことがございます。それからコラボレーション。こちらのほうはあらゆる組織を一体化させて、協力協働を必要とするということがあります。そして最後ホスピタリティということで、郷土愛・真心・おもてなし、こういうところがまさしく着地型観光であり、旅行者のリピーター、これを生み出す大きな要因であるというふうなこととなっております。資料2については、以上でございます。

続きまして資料の1をご覧ください。資料の1系魚川ジオパークの取り組みについてということで、2ページ目をお開き下さい。系魚川市さんのほうでは、世界ジオパークへの経過と今後の予定というところがございますが、そこに書いてありますとおり平成20年7月18日、日本ジオパーク委員会への申請、そして10月20日世界ジオパークへの申請が申請地として委員会の推薦を受けたということで申請地の決定ということになります。12月8日に日本ジオパークの7地域が決定し、12月25日に世界ジオパークネットワークに申請をしたということになります。それから約半年後に現地審査、こちらのほうはギリシャのほうから審査員が来られたというふうに聞いております。それから8月22日、3地域が日本初の日本ジオパークに決定したと言う経緯がございます。ここで若干時系列的に若干のイレギュラーがあるのが、系列的には一番最初のほうに申しましたように日本ジオパークへ登録されたのちに委員会より推薦をされて、世界ジオパークへ申請するということになっておりますが、今回、新しい組織等ということで、日本ジオパークが決定していない段階で世界ジオパークへの申請をされたというところで、非常に立ち上がりの部分としての若干イレギュラーと言いますか、そういうことはありましたということでございます。つまり10月20日に世界ジオパークへ申請がなされた段階で内々には日本ジオパークへの認定がこの段階で決定したというふうな運びとなっております。それでは4ページをご覧ください。こちらのほうが日本ジオパークネットワークの規約になります。規約の第2条ですが、1行目の真ん中当たりからなんですけど、世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿った質の高いものとするため、ということで日本ジオパークであっても基準は世界ジオパークのガイドライ

ンというのを適用してるというところがございます。それから第4条になりますが、第4条の第2項ですが、若干先程の絵で準会員のスタンスというのが非常に曖昧でしたが、日本ジオパークに認定をされた地域が日本ジオパークネットワークの会員と呼ばれるもので、日本ジオパークを目指す地域協議会が準会員という形になります。準会員とオブザーバーの違いは、会費を払うか払わないかという違いがございまして。それから第4項の1行目の後側のほうになりますが、活動及び事業に協力できると認めるときは、入会を承認しということになります。ということで、事務局のほうから美祢市の場合はということでお尋ねもしたんですけども、まず素材的には申し分のないところではあるでしょうと言うところがあります。ただ組織というところでは、各地区にいろんな組織があって、そういうものがジオパーク方向性を目指すというところをある程度ご認識。まだ協議会というのが新たに設置されてないにしても、そういうふうなご認識を頂いた段階で準会員になるのがよろしいのではないのでしょうかというご指摘がありました。それからもう1点ですが、エリア、美祢市の場合のエリア設定を如何にすべきかということで、どうしても秋吉台地域、国定公園エリア、その中には更には特別天然記念物エリアということがございまして、エリア的な規模、そういうところについては、他地域と比べてどうでしょうかというところで、これにつきましては即答として返ってきたところとしては、それでは小さすぎると言う回答が返ってきました。美祢市には銅が取れる、銅山がある。それから西側のほうには以前は石炭が取れたというような形で、色で言えば東の方から赤・白・黒というような形で非常に地資的にも非常に特徴のあるところだから、エリア的には美祢市全域を捉える方がよろしいのではなかろうかというふうなご意見がございました。それに対しての問題点等もございまして、それは最後のほうで述べさせていただきます。続きまして、7ページをご覧ください。こちらのほうが糸魚川ジオパーク協議会の構成メンバーということになります。上の方から言いますと、衆議院の先生であったりとかがメンバーに入っておられます。この中で上から6行目のところにですね糸魚川ジオパーク推進市民の会という団体が属されておりますが、こちらのほうの市民の会の方々というのは、11ページをご覧ください。11ページのほうに市民の会の役員名簿ということでありますが、実際にはこの市民の会にはそれぞれの分野の方、これらの方たちが属されてる会の集合体ということになります。こちらのほうが、先程のお話で言いますといろんな各方面についての動きをされてました。それをジオパークという統一的な方向性を示して、一つにまとめ、その代表として協議会のほうに入られたというふうなこと

で方向性が一本化されたというふうなところがあったというふうに聞いております。13ページをお開き下さい。13ページから26ページまで、これの間が糸魚川ジオパークとしての平成20年度の取り組み及び平成21年度の取り組みということで、一番最初の立ち上がりからいろんなイベント、それから申請、それから制作したコスターであったりとか、ジオパークのロゴマークであったりとか、そういったような事柄が事細かく書かれております。こちらのほうにつきましては、また後程ご覧頂ければというふうに思います。ちなみに平成20年度のジオパークにかかる予算としましては、500万円、平成21年度が1,500万円。それぞれ活動費であったり、広告・宣伝費であったりとか、そういうところで予算をつけられたということでございます。それからジオパークの協議会としてのプロパー職員、専属職員等は設けていらっしゃいませんで、こちらのほう産業部交流観光課ジオパーク推進室、こちらのほうを交流観光課のほうに設けられまして、こちらのほうで事務のほうをやられてるということで、人件費等はそこには入っておりません。今、現在6名、ジオパークに関する職員が6名、うち県の東京事務所のほうに1名、それから学芸員が3名、2名が実際の事務等をやられてるという状況でございます。最後に資料の4をご覧下さい。これで最後の説明を終わらせて頂きますが、ジオパークについてということで、先程のご説明したものを活字的にまとめたので、2行目の終わりから濃い字とアンダーラインで書いております自然と人間との関わりを理解する場所として整備し、教育の場、または観光資源として地域の振興に生かすこと、と云うことでございます。それから世界遺産との違いということで1行目にありますようにジオパークは、保護と活用の両方を重視するが、世界遺産は、主に保護を目的とするということであります。次に黒四角の三つ目になりますが、ジオパークの認定のための条件ということで、濃い字だけ申し上げますと、
地域協議会の設立が必要であるということです。一番最後のほうにあります
が、活動と運営。テーマに沿った研究・調査。になってますが に訂正をお願いしたいと思いますが、
として地質学的な状況の評価ということがあげられます。認定後はどうなのかということで、何回も申し上げておりますが、定期的な再審査があるということ、この場合4年後に一回基準を満たしたとしても再度再審査を受けた場合に基準を満たさない場合には認定を取り消されるということはありません。特に世界ジオパークの場合は非常にドライでシビアな審査であるということなので、条件等満たさない場合は即落とされるというふうに伺っております。それから、その下の黒四角のところでは世界ジオパーク認定までの手順につきましては、先

程の資料2の2ページのような手順ということになるかと思います。次、角で囲んでおりますが、行政としての役割はということで、としては協議会の設立のための牽引役を果たさなければならない。そのためには2行目になりますが、各団体等への啓発、説明、日本ジオパークとのパイプ役が必要であるということです。

認定上の書類作成ということなんですけども、地質学的な専門書類、こちらのほうは、まず申請書の中の大半を占めますところが、地質学的な申請書になります。合わせてこれを英語でも提出しないとイケないということがありますので、この辺につきましては学芸員さん等に申請書のほうにはお力を頂かないとイケないのかなというふうには思っております。活動及び運営計画の素案作成ということ、これにつきましては私どものほうでも対応可能かなというふうには思っております。再審査のことです。につきましては、これをどんどんPRしていかないとイケない。

継続的な宣伝や広報活動が必要であろうということが言えると思います。それから

継続的な活動運営、それからテーマに沿った調査・研究をこれも行っていかなければならないということがございます。次のページをご覧ください。ここからが先程申し上げましたような美祢市としての問題点と言いますか、検討していくべきところとして若干触れておりますが、美祢はジオパークとして認定できるかというところで、山口大学の理学部の長尾先生とお話しをさせていただきまして、地質学的な部分、施設の部分、その2点については申し分はないであろうということです。それからエリア設定については美祢市全域、もしくは秋吉台地域の設定と言うことで、先程言いましたように日本ジオパーク事務局としては、秋吉台地域だけでは狭すぎると言う回答を頂いております。そこで美祢市全域とした場合に下から4行目なんですけど4行目のところで、反面検討をというところで、ガイドラインの中で世界ジオパークのガイドラインですが、ガイドラインの中で運営母体は、岩石や鉱物や化石の販売に関わってはならず、持続性のない地学標本の販売を積極的に阻止しなければならないというふうに記述されております。こういった場合、石灰石等取り扱ってる商店さんであったりとか、大理石を取り扱ってる商店、あるいは石灰関係のセメント等の工場であったりとか、そういったようなところはどのように位置づけられるかというところで、石灰の採掘や商店での大理石販売を地域社会の共存とみなされるのか、遺産破壊とみなされるのか、この辺が一つのポイントということになってまいります。もう一つ、こういったような職業に携わられる方は協議会のメンバーとなってはならないということがあります。この二つをどういうふうに今から検討していくかというところでございますが、一つヒントとしていた

だいたいの、先程ジオポイント、ジオサイト、ジオパークというふうに申し上げました。ジオサイトにその地区が入っていなければ、日本ジオパークはクリアできるのではなかろうかというふうに事務局のほうから回答頂いております。但し、これにつきましては最終的には委員会のほうの判断に委ねられるということがございますので、断定的にはなかなか言い難いが、ジオサイトに含まなければ良いのではないのでしょうかというところがあります。例えば糸魚川市さんにおかれましては、ヒスイが取れると、昔からヒスイ文化があったというところですが、こちらのほうがヒスイをずーと取って販売をされてたと、年間で約2,000万円程度の売り上げがあったというふうにお伺いしてるんですけども、日本ジオパークへの申請をした段階でヒスイの採掘、販売等は一切やめたということです。フォッサマグナミュージアムというところも見学させていただいたんですが、そこにヒスイが若干売ってありました。それについてお伺いしたところ、これは日本ジオパークに申請をする前まで売ってたもの、言ってみれば売れ残りですと言うところで、これを全て売り切った段階でヒスイの販売は全て取りやめるというふうに言われておりました。そこで次のページをご覧ください。こちらのほうは昨年までございました、観光振興の特別委員会のほうでも資料として添付させていただいておる以下につきましては全て資料になりますが、美祿市としましての有望サイトというところで、秋吉台上、あるいは秋吉台周辺等書いてあります。どうしても主に秋吉台地域の特徴的な地質、地形というところがメインになろうかと思いますが、その中で番号で言いますと21番、長登銅山跡、こういったようなところも含んで、そしてその下にあります23番ですね、こちらのほうが石炭関係、こういったようなこと、その他としましては、万倉の大岩郷であったりとか、こういったようなところも全部取り込んだ上で、美祿市全域を日本ジオパークエリアとすべきではなかろうかというふうに考えます。次のページがもう一つ、ジオパークになるためのガイドラインの中に博物館等の施設をジオパークの中に有するということがございます。そういったようなことと言えばまさしく秋吉台の科学博物館、こちらのほう博物館としてございますので、施設としても問題はないというふうに考えます。そのほかにあれば以下に書いてあるような地質等に関するものが含まれてる。それからその下3のところの取り組みというところなんですけども、こちらのほう1番から10番まで書いてありますが、そのほかにもいろいろ小規模な活動等もされてる団体さんもいらっしゃると思います。こういったような団体さん等も、活動ですね活動とその下にあります団体、こういったようなところも取り込んでいけば、人の活動といったようなところ

はある程度満足できるのではないのかなというふうにも考えております。以下については、先程申し上げました検討事項ということでエリア設定であったりとか、その辺のことをちょっと書いてあります。最後6ページ以降につきましては、今のサイトの写真を代表的なところをピックアップしたものであります。説明以上で終わります。

委員長（下井克己君） はい、ありがとうございました。皆さんお聞きになったとおり、なかなか簡単ではないということは解って頂けたと思います。今の説明等について何か、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。すぐにはなかなか出にくいとは思いますが。はい、岩本委員。

委員（岩本明央君） 実は私35年から40年ぐらい前にですね糸魚川へ約10回くらい行ったんですが、大変寒いところで雪も多いし、一番まいったのが時雨れると言うんですね、冬に、空がですね鉛色、ブルーとグレーというか、灰色のような大変寒いとこなんですよ。実際に観光客が、多分11月の中旬ぐらいから3月下旬ぐらいまで、約5ヶ月ぐらいは、非常に寒いんですよ。桁違いに。雪も多いし。その糸魚川さん当たり、新潟県ですけど観光客の状況なんかは、お話は聞いておられましたでしょうか。

委員長（下井克己君） はい、西田課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） 只今のご質問ですけども、本当におっしゃる様に私たち5月の末に糸魚川のほう行かせて頂いたんですが、場所によっては確かに雪もまだ残ってるというような状況でもありました。非常に寒かったのを印象に残っておりますが。観光客等の推移であります。フォッサマグナミュージアム、ここの入館者の数というのが申請前と申請後でどういうふうに変ったかと言うところですが、平成19年が約入館者が4万人であったところが、日本ジオパークの認定を受けてから約4万6,000人、世界ジオパークの認定を受けてから5万人ということで、2年間の中で1万人ほどの増えたということでございます。それから市内全体というところでいきますと観光客数、これはかなりいろんな施設等がございまして、それを延べ人数ということで換算されておまして、正味の観光客数ではないという前提がありますが、平成19年が約180万人ぐらいのところ、平成20年度で187万人、それから平成21年度で約190万人ということで、若干の右肩上がりというところがあります。それから各施設ごとということで、これはかなりの大きなくくりになりますが、温泉、自然景観、名所旧跡、文化施設というような大きな分け方をされておりますが、その中で平成20年度から

21年度にかけてなんですけども、海水浴が30%減になった以外は全てのそういう大きくりの施設では5%から7%の観光客の増であるというところであります。5年後という見据え方をされておりますが、平均すると先程言った温泉、自然景観、名所旧跡、文化施設、産業観光、お祭りイベント、そのような形でだいたい15%から25%、平成25年には増えるであろうという見込みを取られております。以上でございます。

委員長（下井克己君） はい、ありがとうございました。よろしいですか。ほかにございませんか。はい、山本委員。

委員（山本昌二君） ちょっと部長さん美東町出身ですから、将来委員会としてもですね、よく勉強して今度視察したときに廻ってもらいたいんですが、例の銭屋の有名な、長登銅鉦山のあれをこういうふうにもう売り出している以上は将来ですね銭屋の鑄造跡、これも深い歴史があるわけですね、この辺もですねいずれ取り上げてエリアが入るはいらんは別にいたしましてですね、先進地の状況を見る中で、これもひょっとすれば調査の過程の中に入れることは出来りゃせんかなというようにちょっと感じたわけです。そういうことで委員長さん将来的にもよろしく願いたいします。皆さんご存知と思います。ほとんどの方がですね。すみません。

委員長（下井克己君） 当然それはポイントに入ると思います。（発言する者あり）ほかにございませんか。はい、佐々木委員。

委員（佐々木隆義君） 簡単なようで難しい。難しいようで結構やったらやれるのかなあと、問題はですね秋芳洞関係で今のこの石灰を取って、石灰台にして売るというこれは規模が違う。それをはずすと、それはポイントからはずしていくと、それははずすことはできるだろう。あと秋芳洞等でお土産として売っておる玉石と、いろんなもんがある、先程説明があったヒスイも昔取ったていうんじやろう、それを今売りよるわけ、今は取ってないよということじゃけど、それで逃げられるかな。秋芳洞のお土産で今やっておられるというのは、今、昔ほどですね家内工業的に作っておられるというのではないだろう。ただ1、2社があるというのは解っておるけど、それがだめよと言うことになると、秋芳洞関係は全然だめだという。これは、そこのメインである秋芳洞をポイントからはずしたらなんの役にもたたん。これはもう少しよう勉強せんとね、うちのほうでそれはいいよとやっても、日本ジオパークとか、世界ジオパークのほうで検討されてぼつだとやられる可能性もあるということ、その辺の整合性というのはどうなる。お土産品。

委員長（下井克己君） はい、高橋課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） いろいろ資料を読まさせていただいておりますけれども、今の販売とかの件でございますけれども、昔から家内工業的に行われていた事業につきましては、あまり厳しくはないような感じではあります。ただし、いわゆるミネラルショップとかいろんな業者さんが外国や他地域から購入された分を販売するというやつですね、これにつきましては先程の説明もありましたように、極力阻止しなければならないということになっておりますし、このジオパーク関係の協議会を作ったといたしましても、その組織の中に販売されている方を入れることはできないということにはなっております。以上でございます。

委員長（下井克己君） よろしいですか。はい、副委員長。

副委員長（萬代泰生君） あの今の回答なんですが、秋芳洞の入り口のところで商店たくさん並んでますよね。で商品として大理石とかそういったものを売っておられるんですが、その入手先がどうなってるかというのは把握しておられるんですか。例えば家内工業的に生産がされたものなのか、そのよそから仲介業者を通してそこに品物が持ってこられておるものか、そういった実態。それとですねもう一つ、先程この認定ができるかって言うことの中に、やはりあの石灰岩で要するにセメントとかそういったものを市内何箇所もあるわけですよ。市内を全体をエリアの中に入れて、もうそういったものは除かないとどうしようもなくなってくると思うんですが、そこら辺考え方がその遺産の破壊と判断するか、地域社会の共存と見るかというその判断の部分ですよね。そこら辺のことはもう少しよく研究していかないとですね、やりだしたはいいいけれどもやっぱ駄目じゃったではどうしようもないんで、その辺のところをもっとこれから研究する必要があるんじゃないですかね。と思いますが、いかがですか。

委員長（下井克己君） はい、西田課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） まず、あの秋芳洞商店街の販売ルートと申しますか、今ここではちょっと個々にこうだと言うことはちょっと言えない部分もありますが、ある程度はその問屋さんと言いますか、そういうところから仕入れられてそれを販売されているというケースが多いかと思えます。ということはその商店街部分につきましては、ジオサイトからははずしていかないといけない。そしてその商店街の方々が協議会に入るっていうことはできないということになるかというふうに思います。それから今言われたように、破壊か共存かというところに関してなんですけれども、こちらのほうは私どもも実は非常に気になったところで、糸魚川市さんの方にもこの辺についての明確って言いますか、判断っていう

ことはどうですかねってちょっと聞いてもみたんですけど、やはり最終的にはですね、委員会に委ねられるっていうご回答しかどうしても得られない部分もありましてですね、そこでの即答はちょっと控えられました。以上です。

委員長（下井克己君） よろしいですか。ほかにございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） これから審議していく場合に、ひとつはエリア、どの地域を含めていくかっていう、これしっかりよく共通理解してその設定の範囲を納得のいく線で押さえないと、立ち上がりって言うかこれからの協力関係が難しいと。というのが、ラムサールのときに本来なら厚東川をはさんで東側はラムサールに関わる湿地帯とか湧水帯とかたくさんある非常に重要な。しかし、今生活に関わっておる生産に関わっておるということで、自然に国定公園のエリアこれに絞り込んでいった。秋芳町のためにラムサールの問題がいろいろ論議され、議会も少し関わったんですけども、まあ主としてこれ国のほうからエリアについて、今後の保存体制についてもいろいろアドバイスがあって、最終的なエリアが決まっていたわけです。そのときに今のように国定公園内、特別天然記念物内、問題は今秋吉台だけをするですとすでに特別天然記念物は国宝級ですよ。これはあの絶対に保護が最優先しておる。国定公園もかなり保護が優先される。今後ラムサールとさらにエリアを広げてジオパークになったら、地元の協力がどれだけ得られるかっていう。多分地元の人たちは今もラムサールとかジオって言ったって、あまり関心を示しておりません。なぜならば生産と直接制約されたり関わってくると、非常に厄介な問題だと。そういうことで、今後これを広げるにあたっての地域連携をどういう風に推進するか、特にエリアの問題、範囲としては古生代、中生代、いわゆる石灰岩地帯と石炭層とこの地層の面とか、出てくる化石とこれまた非常に歴史的な開発の歴史を踏まえても意義あるところですが、その辺のところこれから認定に向かっていくためにはかなりクリアせんにゃならんものがたくさんあるんじゃないかと。そのひとつが今言ったようにエリアを決めるときの条件として、地域住民の理解と協力をどうしているかと、この辺の見通しについて何か考えがあればお知らせ願いたい。議会としてもこれを調査し審議すると、まあこういう形になるかと思うんですが。

委員長（下井克己君） はい、西田課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） ただいまのご質問ですけども、エリア設定これについては重々今からしっかりと検討していったりとか、あるいは専門家等にも助言をいただきながら設定をしていかないといけないというふうに思っており

ます。それと、エリア内での地域の方々との接し方といいますか、こういうところは先程述べましたように、やはり世界遺産という言葉と世界ジオパークというところの認知度ということ言えば、やはり世界遺産という方が皆さん認知されているというふうに思います。そういったようなところからジオパークにつきましては、各美祿市内にもいろいろ地域活動等されている方々もいらっしゃいますので、まずはそこからジオパークっていうものが何であるかっていうようなところからですね、地域の方には話を下ろしていかないといけないのかなというふうには思っております。

委員長（下井克己君） よろしいですか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 認定を受けて観光振興に役立てたいと、効果を表していきたいと。しかし今ラムサールとか国定公園とかいろいろ指定を受けて、そして観光振興を図ってこようとしたけれども、どれだけの観光振興に寄与していくだろうかというその見通しですいいね。そういう面からすると、なかなか厳しいんじゃないかなるか。こういう認定を受けることによって、さらに多くPRができるかどうか。このあたりの見通しですいいね。

委員長（下井克己君） はい、副市長。

副市長（林 繁美君） ただ今のご質問等ですが、ジオパーク、今言われたように観光振興の一助として使えるんじゃないかなるか。世界遺産とまた違った角度での活用ができるといったことなんですけれども、まあ先程事務方のほうが説明しまして、ジオパークを目指すための行政としての役割っていうのも資料を読んで説明したと思います。あくまでも一つの観光振興というもの、交流拠点都市を目指す一端として一助としてこういったジオパークをどうだろうかというのが、以前から特別委員会でもありました懸案事項となっておりますよね。だから、執行部のほうとしましては、このジオパークに認定されるかどうかの方向性を見極めてですね、手続きを粛々と進んでいくと。今言ったようにやはりこの美祿地域は豊富な地下資源で産業の振興を興しておりました歴史があります。そういったハードルもありますけれども、そういったことは今からクリアできるものもあると思いますので、その辺はしっかり執行部のほうも勉強したいですし、当特別委員会もですね、議会としてのその辺の方向性をひとつ見出していただけたらと思います。

委員長（下井克己君） はい。私もこのジオパークに向かうことによって、秋吉台地域、美祿市全体が一体となって、今横のつながりがあんまりないもんで、みんな一本の道を作ってですね、みんなで向かっていける、ということでこのジオパー

クがいいんではないかという思いは持っております。だから今からいろんな勉強をしていって、まあできるかできないかそれはわかりません。エリアの問題にしてもどんな問題が出てくるかわかりません。だけど、まあこれはいろいろ議論していつて、みんなの意見を聞きながら進んでいくべきじゃないかと思っております。まだまだご意見ございますでしょうが、ちょっと10分間ほど休憩したいと思いますので。休憩いたします。

午前10時38分休憩

.....

午前10時48分再開

委員長（下井克己君） 再開いたします。ご質問ご意見ございませんか。あの、私ちょっと聞きたいんですが、例えば外材で商品化されたものを秋芳洞の商店街の方々が売られておられる方おられますよね。そういうのもだめなわけですか。はい、高橋課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 今のご質問でございますけれども、いわゆるミネラルショップとかそういう販売店が扱っているような商品につきましては、はっきり言いますと販売することは非常に難しいことになると思います。以上です。

委員長（下井克己君） 難しい。それともう一件。例えば今はどうかわかりませんが、採石場、採掘場ございますよね、石灰取っておりますけれども、その中でオニックス等が出たときには、例えば秋芳町のときなんか町のほうに報告していただいて、それを加工してたわけなんですけれども、そういうことももうできないということですね。はい、高橋課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 以前からの業務としてやっておられることでございますので、そこらへんはやはり日本ジオパークのほうといろいろ聞いてみないと正式にはわからないかと思われま。以上です。

委員長（下井克己君） いろいろ聞いてみなければならぬこともたくさんあるということがわかりました。まあとにかく今からいろんな議論をして、皆さん方と勉強していきたいと思っております。それで、例えばまずひとつ聞きたいのが、先程準会員については40,000円でしたっけ、入金すれば準会員になれるっていうことを言われたと思っておりますが、それについてはそのときは組織等とかはまだ全然作ってなくても問題ないわけでしょうか。はい、西田課長。

総合観光部観光振興課長（西田良平君） 正式に組織として発足されなくても、準

会員にはなれるという風に聞いております。ただしその方向性がある程度、方向性がどの程度かって言うところもあるんですけども、その方向性がある程度見えているほうがよろしいですね、という程度の回答でした。

委員長（下井克己君） でもう一件執行部の方にお聞きしたいんですが、市長はジオパークというもう言葉を口に出されました。でそのあたりにつきまして、今の準会員であれば、方向性は今議員の皆さん方と話してもおります。そういう中で向かっていくということは私も言いました。そういう中で40,000円と言うお金を会費として支払うということについて、準会員になるということについて、どのようなお考えでしょうか。はい、副市長。

副市長（林 繁美君） 今ジオパークの加盟という話が出ておりますが、あの当然ですね、日本ジオパーク等に準会員としてまず入る必要があるかと思うんですね。その辺のところは先程来事務方のほうが説明しましたように、いろいろとハードルがあるということです。だから年度途中で入ることもかまわないということらしいんですけど、やはり40,000円という金額ですけど、もう半年といえますか新年度予算、当初予算においてですね、それまでしっかりそういったハードルをクリアできなくても、洗い出してどういった方向でいけるというようなところを勉強した後ですね、当然加入については予算が絡みますので、新年度予算等でいけるようであれば計上して進めて行きたいと考えてはおります。

委員長（下井克己君） 今のことについて、皆さんよろしいでしょうか。じゃあこれだけは決定ということにさせていただきます。まあ来年度予算で取っていくということです。ほかに何か、ご質問ご意見ございませんでしょうか。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） ジオパーク認定のための説明というのは、今回行政から実質的には初めて具体的な説明を受けたということで、今日皆さんさまざまな形でお話されましたけれども、まず認定をもし進めていくという形であってですね、当然まず第一点として、認定が実際取れるかどうかということで、これは日本の基準ではなくてヨーロッパの世界基準というのがベースになるということでもありますから、もう一度基準、認定をクリアするためのところのものをですね、国際的な基準をよく見てとってですね、そこのところできちっとクリアできるかというのをですね、きちっと決めていただきたいというところでもあります。だから美祿市ジオパークを申請するにあたっての強みの点、また申請にあたっての認定にあたっての問題点と言いますか、そういったものを具体的にきちっと列記してですねおる

ことが大事。だから当然秋吉台国定公園になっていますので、そこでの商業活動等は一切、なんて言いますか石を掘り出してとかいうことはしてないわけですから、それと今実際伊佐とか大洋セメントとかいろいろありますけれども、そういった美祢市にあっては石灰石の埋蔵量が500億トンという形でありまして、そういった中において石灰をどの地域で商業用として取り出しているそういった部分と言いますか、そういったところのものをしっかりと大理石もそうですけれども、取っている部分というのをしっかりと明記して、まずそういった商業部分にかかっているところのエリアですね、それをまた明確にしていく。そういったことをしたうえで実際スタンダードな基準をクリアできるかどうかというのを、国際基準をクリアできるかどうか、その辺をちょっと明確にしなければならないということを私思います。それと後もう一点は、ジオパークをするにあたって、実質的私らもきょう初めてですから、市民の方は何のことかさっぱりわかりません。そういうことですね、もう少しその辺を同時並行でですね、この辺のジオパークの地域からの盛り上がりって言いますか、理解、周知こういったことも同時にですね進めて、急に行くことじゃありませんので、あわせてその辺をやっていかなくちゃならない。この二点についてですね、そういった方向性をお話しましたので、行政の辺についてはその所については、どのようにお考えになるでしょうか。（発言する者あり。）

委員長（下井克己君） ほかにございません。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下井克己君） それでは本日はこれで終わりたいと思いますが、あの次回はエリアについて、この美祢市全体になるのかそのエリア設定についてちょっといろいろ議論したいと思いますので、皆さんいろいろ勉強してきてください。お願いします。それと一番最初に申しましたその他の交流推進、どういうものについてやったらいいかというのがもしございましたら、それももって来ていただきたいと思います。次回につきましては、副委員長とお話しまして、また皆さまにご通達いたします。本日はこれにて解散いたします。お疲れ様でした。

午前10時58分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年6月22日

観光交流推進特別委員会

委員長 下井克己